

見直し対象事業について

- (1) 重度障がい者医療費助成事業
- (2) 知的障がい者等雇用促進事業
- (3) ハンディキャブ運行事業
- (4) 日常生活用具給付事業
- (5) ストマ用装具購入助成事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 訪問入浴サービス事業

(1) 重度障がい者医療費助成事業

事業の概要

【目的・内容】

重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、医療費のうち自己負担分について助成する。

【対象者】

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②知能指数が35以下の方(療育手帳A1・A2)
- ③身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下の方(療育手帳B1)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方(入院は対象外)

※平成27年10月以降、65歳以上で初めて手帳を取得された方は助成の対象外

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	151,212,817円
②特定財源(国・県補助金など)	49,517,575円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	101,695,242円

【対象者】

1,000名

見直しの概要

【内容】

2020年10月から、県の基準にあわせて、所得制限を導入します。
(県では平成21年10月から既に所得制限を導入済み)

【所得制限額の例】

所得額3,604,000円(扶養親族0人の場合)

・・・(目安)概ね年収5,180,000円以上

【見直しの対象者(平成29年度実績)】

36名

【削減見込額】

約900万円

(2) 知的障がい者等雇用促進事業

事業の概要

【目的・内容】

知的障がい者または精神障がい者（以下、知的障がい者等）の雇用を促進し、就労の定着を図るため、事業主に対して障がい者雇用報償金（知的障がい者等1人につき、月額3万円）を支給する。

【対象事業者】

知的障がい者等を3ヶ月以上雇用しようとする市内外で事業を行う者

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	13,050,000円
②特定財源(国・県補助金など)	0円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	13,050,000円

【対象事業者】

24事業所(35名)

見直しの概要

【内容】

2019年度(平成31年度)から、障害者雇用促進法に基づき法定雇用率(民間企業2.2%)が課せられている「障害者雇用納付金制度(不足一人当たり月5万円納付)」対象事業者(常時100人超雇用)は、支給対象外とします。

【見直しの対象事業者(平成29年度実績)】

13事業者(14名)

【削減見込額】

約500万円

(3) ハンディキャブ運行事業

事業の概要

【目的・内容】

平成4年6月から既存のバスや鉄道などの公共交通機関の利用が困難な重度障がい者や寝たきり高齢者等の移動手段を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図る。利用にあたっては、原則として介護者1人以上が必要で、利用料は無料。車いす、ストレッチャーに対応。

【対象者】

- ①身体障がい者・・・下肢又は体幹に1～3級の障がいがあり、車いすを利用している方
- ②寝たきり高齢者・・・要介護2以上と認定された方、寝たきりの状態と同程度と認められる要支援又は要介護1の方

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	3,214,761円
②特定財源(国・県補助金など)	1,604,941円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	1,609,820円

【対象者(実利用者)】

24名(うち身体障がいのみの方13名、介護保険対象者11名)

見直しの概要

【内容】

2019年度(平成31年度)から、事業を廃止します。

【削減見込額】

約300万円(決算額ベース)

約160万円(一般財源ベース)

【見直し後の対応について】

- ①身体障がいのみの方については、当面の間経過措置の導入を検討。
- ②介護保険対象者については、介護保険の移送サービスまたは通院等乗降介助のサービスの利用へ移行。

事業廃止に伴う経過措置①

【内容】

2019年度(平成31年度)から、直近2年間(平成29～30年度)にハンディキャブの利用実績がある方について、タクシー等の助成制度の導入を検討します。

【助成額(予定)】

年間上限額18,000円(ひと月当たり1,500円)

事業廃止に伴う経過措置②

【助成制度の例】

行先の例	移動手段	料金の目安 (片道)	経過措置助成額での回数
神奈川県立こども医療 センター (距離18km)	タクシー利用 (障がい者1割引)	5,360円	3回程度 (5,360円×3回=16,080円)
	福祉有償運送利用	3,400円	5回程度 (3,400円×5回=17,000円)
横浜南共済病院 (距離8km)	タクシー利用 (障がい者1割引)	2,440円	7回程度 (2,440円×7回=17,080円)
	福祉有償運送利用	2,400円	7回程度 (2,400円×7回=16,800円)

(4) 日常生活用具給付事業

事業の概要

【目的・内容】

在宅の重度身体障がい者等に対し、浴槽等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

【対象者】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②知能指数が35以下の方(療育手帳A1・A2)
- ③障害者総合支援法及び児童福祉法に規定された難病の方
(※用具によって手帳や等級の要件は異なります。)

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	11,474,650円
②特定財源(国・県補助金など)	5,728,611円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	5,746,039円

【対象者(件数)】

135名(239件)

見直しの概要①

【内容】

2019年度(平成31年度)から、市の要綱で定めた利用者負担額について、国の基準(補装具給付事業と同基準)と同額にします。

現行の所得区分	現行の負担額 (所得税額)	見直し後の所得区分	見直し後の負担額 (市民税(所得割)額)	軽減措置
生活保護受給世帯	0円	生活保護受給世帯	0円	
所得税非課税世帯 (所得割非課税)	550円～2,250円	市民税非課税世帯	0円	
所得税課税世帯(所得割課税)～所得税1,060,000円程度まで	1,450円～40,350円	市民税課税世帯～所得割460,000円未満	一割負担	①月額負担上限額(37,200円) ②高額障害福祉サービス等給付費
所得税3,960,000円まで	20,170円～71,900円	市民税所得割460,000円以上	全額自己負担	
所得税3,960,000円超	全額自己負担			

※所得税額は参考となります。

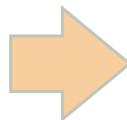
見直しの概要②

【見直し後の利用者負担額の例】

利用者負担額を算定する『世帯』の考え方(※18歳未満の場合は保護者の所得)	
市の基準(現行)	住民基本台帳上の世帯(子などの所得も含む)
国の基準(見直し後)	本人及びその配偶者(子などの所得は含まない)

【例1】本人(所得税非課税/市民税所得割課税),配偶者(所得税/市民税非課税)の世帯で、10,000円の日常生活用具の交付を希望した場合

現行では
利用者負担は1,450円



見直し後では
利用者負担は1,000円

【例2】本人(所得税/市民税非課税),配偶者(所得税/市民税非課税),子(所得税50,000円課税)の世帯で、10,000円の日常生活用具の交付を希望した場合

現行では
3人分の合算により
利用者負担は4,050円



見直し後では
本人と配偶者2人分の合算により
利用者負担は0円

(5) ストマ用装具購入助成事業

事業の概要①

【目的・内容】

ぼうこう又は直腸機能の障がいによりストマ用装具(畜便袋、畜尿袋)を装着している方に対し、その購入費(日常生活用具給付事業による自己負担額分)を助成することにより福祉の向上を図ることを目的とする。

【対象者】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方でストマ用装具を装着している方
- ②障害者総合支援法及び児童福祉法に規定された難病の方でストマ用装具を装着している方

事業の概要②

日常生活用具給付事業

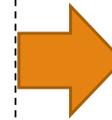
日常生活用具給付事業による
公費負担額

日常生活用具給付
事業による
利用者負担額



ストマ用装
具購入助成
事業

ストマ用装具を装着している方については、日常生活用具給付事業による利用者負担額を市が助成し、**利用者負担を0円**にする制度



ストマ用装具購入助
成事業による
助成額

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	1,057,308円
②特定財源(国・県補助金など)	0円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	1,057,308円

【対象者】

109名

見直しの概要①

【内容】

2019年度(平成31年度)から、事業を廃止します。

【削減見込額】

約100万円

【見直し後の利用者負担額の例(平成29年度実績)】

約4割(41名)の方は見直し後も利用者負担額は0円

約6割(66名)の方は一割の利用者負担が発生

(2名の方は全額自己負担)

見直しの概要②

【見直し後の利用者負担額の例（一割負担の方）】

装具	日常生活用具給付事業の規定の価格	見直し後のひと月当たりの利用者負担額	見直し後の年間の利用者負担額
畜便袋	月額8,858円	月額885円	年額10,620円
畜尿袋	月額11,639円	月額1,163円	年額13,956円

(6) 移動支援事業

事業の概要

【目的・内容】

屋外での移動に困難がある障がいのある方が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び身の回りの介護を行うサービス。

【対象者】

- ①身体障害者手帳1～2級の視覚障がい及び肢体不自由の方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④障害者総合支援法及び児童福祉法に規定された難病の方

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	63,671,427円
②特定財源(国・県補助金など)	31,787,398円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	31,884,029円

【対象者(支給決定者数)】

201名

見直しの概要①

【内容】

2019年度(平成31年度)から、市の要綱で無料としている利用料について、国の基準(障害福祉サービスと同基準)と同額にします。

所得区分	現行の負担額	見直し後の負担額	軽減措置
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円	0円	
市民税課税世帯		一割負担	①月額負担上限額 (所得に応じ4,600円 ~37,200円) ②高額障害福祉サー ビス等給付費

見直しの概要②

【見直し後の利用者負担額の例(一割負担の場合)】

【例1】休日日中5時間余暇支援を行った場合

●報酬単価

移動支援介護日中5.0=8,692円

移動支援介護開始時加算(日中1.5)=3,540円 計:12,232円

●利用者負担額

12,232円×10%=**約1,223円**

【例2】朝1時間通学支援を行った場合

※事業見直し後一定の条件の下(訓練目的、保護者の就労や傷病など)で通学支援が認められます。

●報酬単価

移動支援介護日中1.0=1,738円

移動支援介護開始時加算(日中1.0)=2,501円 計:4,239円

●利用者負担額

4,239円×10%=**約423円**

(7) 訪問入浴サービス事業

事業の概要

【目的・内容】

重度身体障がい者に対し、訪問入浴のサービスを提供することにより、本人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする(週1回月5回まで)。

【対象者】

在宅で、自力での入浴が困難で、かつ、親族等の介護によっても入浴が困難な方で次の①、②に該当する方

①身体障害者手帳1～2級の方

②障害者総合支援法及び児童福祉法に規定された難病の方

事業実績(平成29年度)

【事業費】

項目	金額
①決算額(費用)	2,703,625円
②特定財源(国・県補助金など)	1,349,760円
③一般財源(逗子市の負担額) (①－②＝③)	1,353,865円

【対象者(支給決定者数)】

5名

見直しの概要①

【内容】

2019年度(平成31年度)から、市の要綱で無料としている利用料について、国の基準(障害福祉サービスと同基準)と同額にします。

所得区分	現行の負担額	見直し後の負担額	軽減措置
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円	0円	
市民税課税世帯		一割負担	①月額負担上限額 (所得に応じ4,600円 ~37,200円) ②高額障害福祉サー ビス等給付費

見直しの概要②

【見直し後の利用者負担額の例(一割負担の場合)】

【例】月5回訪問入浴サービスを利用する場合

●報酬単価

1回当たり 1,250単位 × 10.42 = 13,025円

13,025円 × 5回 = 65,125円

計: 65,125円

●利用者負担額

65,125円 × 10% = 約6,512円